

那須町

行財政改革推進プラン2016

平成28年10月

栃木県那須町

<目 次>

那須町行財政改革推進プラン2016

第1章	策定の経緯	
第1節	これまでの行財政改革の取り組み	1
第2節	本町を取り巻く環境	2
第3節	計画の策定	4
第2章	計画の推進	
第1節	計画の位置づけ	5
第2節	計画の推進方法	6
第3章	計画の内容	
第1節	行財政改革の体系	7
第2節	推進施策	
1	地域づくり活動の推進（地域コミュニティの発展）	8
2	行政サービスの向上	9
3	適切な行財政運営	9
4	町有財産の適正管理	11
5	広域行政（定住自立圏構想等）の推進	11
第4章	実施計画	
第1節	実施計画の構成	12
第2節	取組内容	
1	地域づくり活動の推進	14
2	行政サービスの向上	15
3	行政運営の改革	16
4	財政運営の改革	17
5	町有財産の適正管理	18
6	広域行政の推進	18

第1章 策定の経緯

第1節 これまでの行財政改革の取り組み

本町ではこれまで、昭和60年10月に策定した「行政改革の指針」に始まり、「行政改革大綱」、「行政改革大綱【第2期】」、「ブリリアントプラン」、「行政改革集中プラン」、「財政運営の指針」、そして、平成22年10月には「行財政改革アクションプラン」を策定するなど、継続的に行財政改革に取り組んできました。

主な取り組みとしては、組織の統廃合や退職不補充による職員削減及び業務委託や指定管理者の導入、更には保育園・小中学校の適正配置などにより行財政改革を進めてきました。

その結果、職員数は平成11年度の最大382人から、平成28年度には284人となり、これまでに98人削減することができました。しかし、社会状況の変化などによる新たな行政課題に対応するため、最低限必要な職員数を確保したことから、目標数まで削減することはできませんでした。

なお、職員削減や組織・施設の統廃合等によって住民サービスの低下や支障を来たさないよう、限られた財源と人的資源の有効活用を図ることにより、柔軟で効率的な行財政運営に取り組んできました。

昭和60年10月策定	那須町行政改革の指針
平成 8年 2月策定	那須町行政改革大綱
平成12年度～16年度	那須町行政改革大綱【第2期】
平成16年 1月策定	ブリリアントプラン
平成17年度～21年度	那須町行政改革集中プラン
平成17年度～21年度	那須町財政運営の指針
平成22年度～27年度	那須町行財政改革アクションプラン

第2節 本町を取り巻く環境

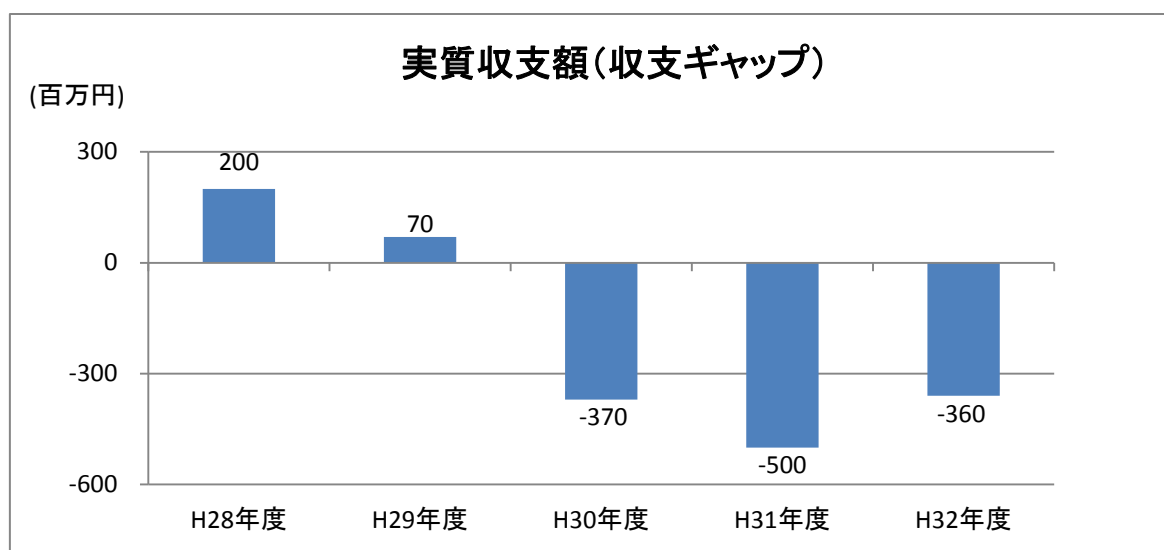
本町はもとより、全国的にもますます少子・高齢化が進み、それに伴う社会保障費の増加に加え、人口減少問題という歴史上なかった問題が発生するなど、地方自治体には待ったなしの対策が求められています。

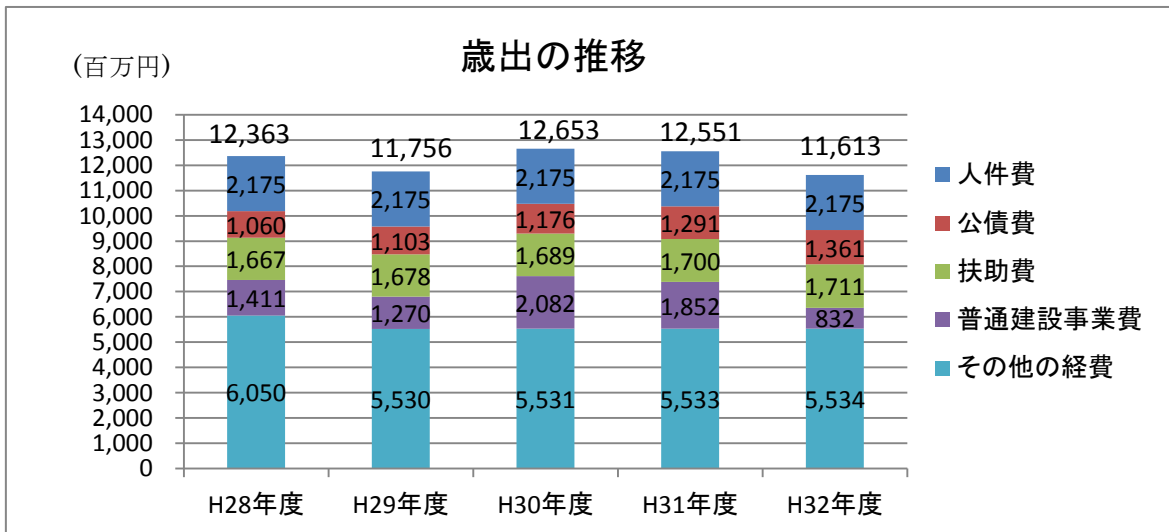
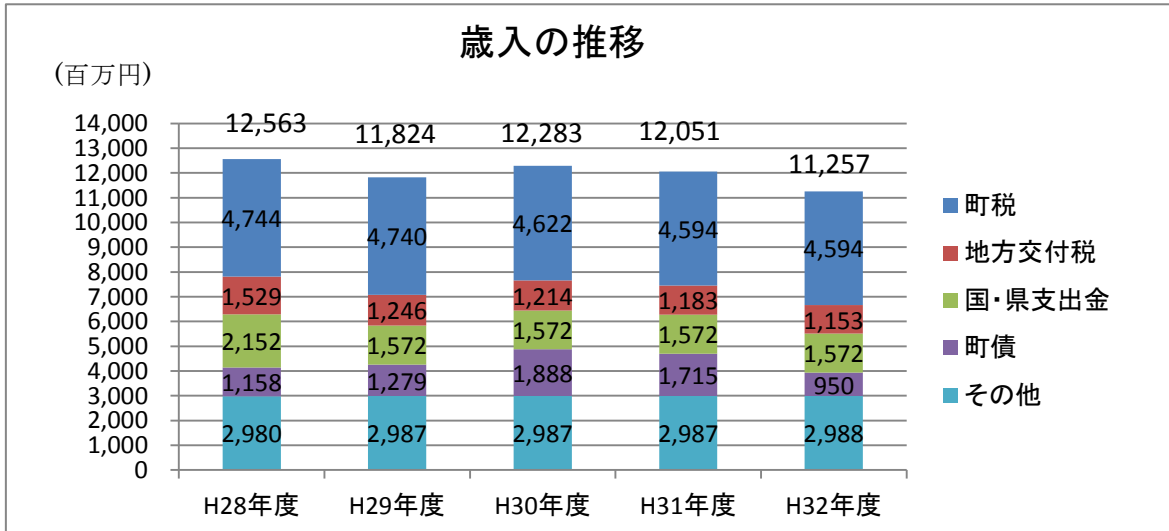
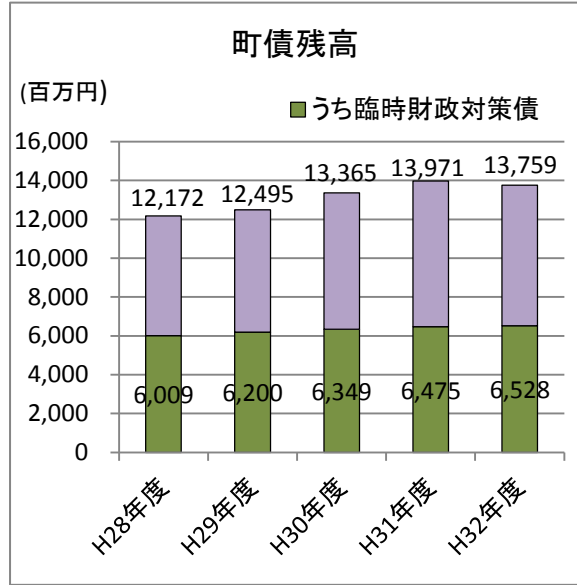
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による直接的な被害のほか、放射能による見えない災害に見舞われ、産業の柱である観光と農業の復興に大変大きな時間と労力を費やしてきました。

さらに、複雑化・多様化する住民ニーズや老朽化した社会インフラの維持管理のほか、近年頻発する水害に加え、火山災害などの自然災害に対応した安心・安全なまちづくりの推進など、本町が担わなければならない行政サービスは年々増加しています。

このような中、町の歳入の柱である町税収入は、人口減少や生産年齢人口の減少などにより減収傾向にあり、また、基金積立も減少していることなどから、新たな行政サービスを提供することが困難な状況にあります。

財政指標の見通し





第3節 計画の策定

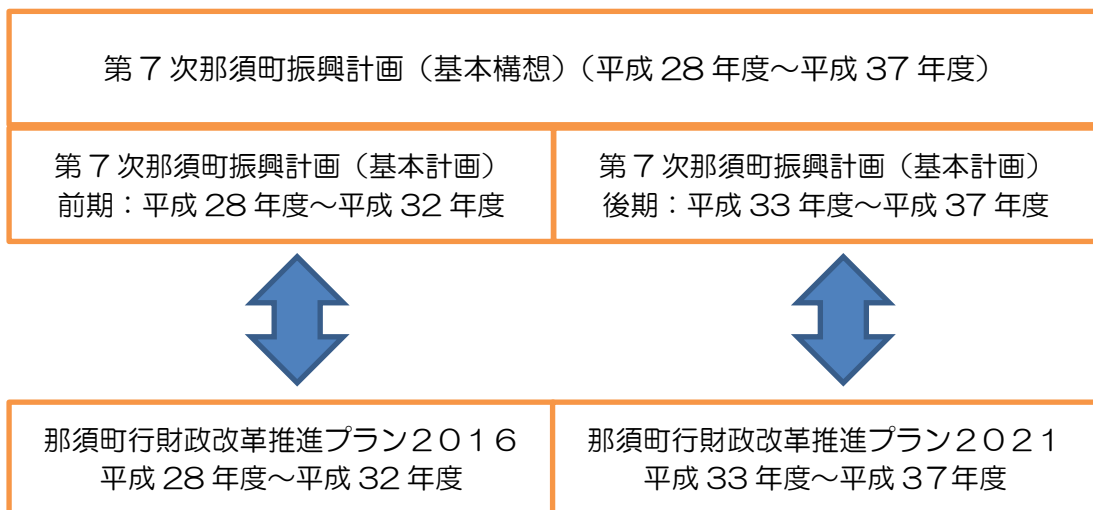
社会構造や経済状況など、本町を取り巻く環境は大変厳しいものとなっていることから、より一層限られた財源と人的資源を有効活用し、最小の経費で最大の効果をあげることが必要です。

今後も、行財政改革を継続することにより、将来にわたり安定した行財政運営を継続するとともに、行財政の分野だけではなく、町全体の姿勢・方針と協調することにより、現実的で効果的な行財政改革の推進を図ります。

本町では、平成28年度から平成37年度を計画期間とする「第7次那須町振興計画（基本構想）」を策定するとともに、基本構想の実現に向け、前期5年間の基本計画を策定しました。

これまで、行財政改革に関する計画と振興計画を策定し、進行管理をそれぞれ行ってきました。

今後は、町の全体計画と行財政改革の結びつきを緊密にすることにより両計画の着実な推進を図るため、本推進プランを「第7次那須町振興計画」に基づき策定し、行財政改革に取り組んでまいります。



第2章 計画の推進

第1節 計画の位置づけ

本推進プランは、「第7次那須町振興計画（基本構想）」における8つの基本方針（主要施策）の中の1つである、「協働・行財政のまち」を推進するため、「第7次那須町振興計画（基本計画）」に基づいた計画とします。

これまで別々に策定・進行管理していた行財政改革と振興計画の行財政関係施策を1つの計画として進行管理することにより、計画の実効性の向上と事務作業の効率化を図ります。

なお、本推進プランの実施計画を策定し、これを振興計画の実施計画として位置づけることといたします。

第7次那須町振興計画

○基本構想〔基本方針：主要施策〕

- 1 “自然・環境・共生”のまち
- 2 “住まい・暮らし・定住”のまち
- 3 “子育て・健康・福祉”のまち
- 4 “観光・交流・連携”のまち
- 5 “しごと・活力”のまち
- 6 “安全・安心”のまち
- 7 “教育・文化・スポーツ”のまち

8 “協働・行財政”のまち

基本計画〔基本方針の実現に向けた5つの施策〕

- 1 地域づくり活動の推進（地域コミュニティの発展）
- 2 行政サービスの向上
- 3 適切な行財政運営（ア行政運営の改革、イ財政運営の改革）
- 4 町有財産の適正管理
- 5 広域行政（定住自立圏構想等）の推進

第2節 計画の推進方法

1 取組期間

本推進プランは、第7次那須町振興計画における基本方針8「協働・行財政のまち」の前期基本計画の実施計画を兼ねることから、取組期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2 推進体制

町長を本部長とする「那須町行政改革推進本部会議」を中心として、全庁をあげて行財政改革に取り組みます。

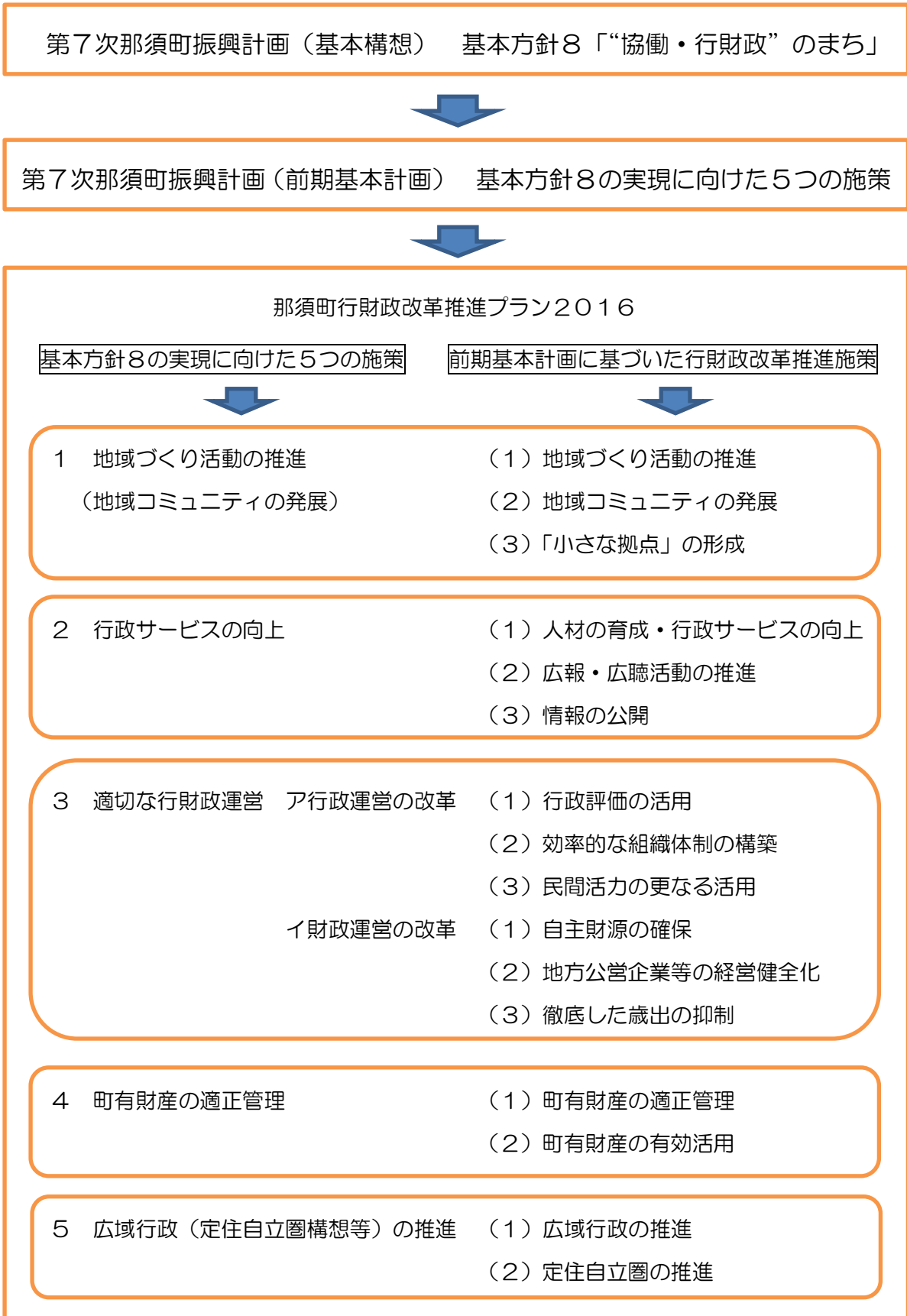
また、具体的な課題の調査・研究及び各分野における関係課・係との調整等については「那須町行政改革推進本部専門部会」を設置し、検討・協議を行います。

3 進行管理

本推進プランの実施計画を策定するとともに、毎年度実施する事務事業評価を基に取組状況を検証し、「那須町行政改革推進本部会議」において実施計画の進行管理を行います。

第3章 計画の内容

第1節 行財政改革の体系



第2節 推進施策

効率的な行政運営、財政の健全化を図り、本町の特性に応じた自立したまちづくりを進めるとともに、広域的に取り組むことが効果的な課題については、定住自立圏を活用し、他自治体との連携による対応を検討していきます。

1 地域づくり活動の推進（地域コミュニティの発展）

（1）地域づくり活動の推進

町民と行政のパートナーシップを重視し、協働によるまちづくりを推進するとともに、地域づくり委員会等が各地域において活発な活動を展開することにより、互いに助け合う地域づくりを推進し、個性と魅力あふれる協働の地域づくり・まちづくりの支援に努めます。

（2）地域コミュニティの発展

社会状況の変化等により、地域コミュニティ意識が希薄化し、その活動が困難になりつつあるため、自治会や公民館などの地域コミュニティ活動の活発化を図ります。

（3）「小さな拠点」の形成

中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らして行ける環境を整えることにより、人口の流出を防ぎ、更にはI・Uターンを促進できるよう「小さな拠点」の形成を支援します。

※「小さな拠点」とは、小学校区や中学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える地域運営の仕組みをつくらうとする取組。

2 行政サービスの向上

(1) 人材の育成・行政サービスの向上

社会情勢の変化や住民ニーズの多様化、さらには国県からの権限移譲等による業務の多様化・複雑化など、さまざまな行政課題に柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを住民に提供するため、職員の人材育成を計画的に推進します。

(2) 広報・広聴活動の推進

町民参加による協働のまちづくりに向けて、広報紙の発行やまちづくり懇談会等を通して町民の意見を行政に反映させるとともに、インターネットを活用したサービスを加え、より充実した情報の共有化を図ります。

(3) 情報の公開

那須町情報公開条例に基づき、町の保有する情報の公開を行い、行政への理解と信頼を深めていただき、公正で開かれた町政の実現に努めます。

3 適切な行財政運営

ア 行政運営の改革

(1) 行政評価の活用

行政評価に基づき具体的な成果の達成状況を把握し、成果の上がらない事業は早期かつ積極的に見直すなど、施策遂行のための正確な判断システムとして活用します。

(2) 効率的な組織体制の構築

社会情勢の変化や新たな行政課題・住民ニーズに対応するため、行政組

織の見直しや施設の統廃合を進め、行政運営の効率化に努めます。

(3) 民間活力の更なる活用

民間の専門性やノウハウを活用することにより、町民へ質の高いサービスを提供するとともに、効果的で効率的な行政運営を推進するため、積極的に業務の民間委託や指定管理者の導入を図ります。

イ 財政運営の改革

(1) 自主財源の確保

町財政の根幹である町税の収納対策強化による収納率の向上に努めるとともに、新たな財源として期待されるふるさと納税制度の更なる活用、更には使用料・手数料の受益者負担の見直しを推進します。

(2) 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業等の経営基盤の強化に積極的に取り組むことが求められていることから、事務事業の見直しや民間委託を推進するとともに、料金の適正な見直しを図り、独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

(3) 徹底した歳出の抑制

歳入が伸び悩む中、行政サービスや課題の多様化、さらには増大し続ける社会保障費などにより、歳出は増加する一方であることから、コストカットに止まらず事業自体の廃止を含め、選択と集中による徹底した歳出の抑制に努めます。

4 町有財産の適正管理

(1) 町有財産の適正管理

公共施設等の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの計画的執行による財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

(2) 町有財産の有効活用

町有財産の有効活用により、新たな財源の確保や森林・自然環境の保護を推進するとともに、遊休化している土地・建物や学校跡地の有効活用による地域活性化などに努めます。

5 広域行政（定住自立圏構想等）の推進

(1) 広域行政の推進

広域行政については、那須地区広域行政事務組合や那須地区消防組合などにより、ごみ・し尿処理、保健衛生、職員研修等の共同運営を行っておりますが、今後も自治体の厳しい財政運営が予想されるため、より一層広域行政による効率化を推進します。

(2) 定住自立圏の推進

中心市と連携市町が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進します。

第4章 実施計画

第1節 実施計画の構成

本推進プランにおける取組項目は、振興計画の基本計画に掲げた5つの施策、及び那須町行財政改革アクションプラン（H22～27）の取組結果を基に構成しています。

振興計画 (基本計画5施策)	行財政改革推進プラン2016		
	推進施策		取組項目
1 地域づくり活動の推進(地域コミュニティの発展)	1 地域づくり活動の推進	(1) 地域づくり活動の推進	地域づくり活動の支援
		(2) 地域コミュニティの発展	コミュニティ活動の促進
			コミュニティ関連施設の整備
		(3) 「小さな拠点」の形成	「小さな拠点」の形成支援
2 行政サービスの向上	2 行政サービスの向上	(1) 人材の育成・行政サービスの向上	人材育成基本方針に基づく職員の育成
			人事評価制度に基づく人事管理
			職員提案制度の活用
			情報通信ツールの活用
		(2) 広報・広聴活動の推進	情報提供機会の充実
			広聴活動の推進
(3) 情報の公開	情報公開条例の運用		
3 適切な行財政運営 ア行政運営の改革	3 行政運営の改革	(1) 行政評価の活用	事務事業評価の見直し
			振興計画の施策評価の実施
		(2) 効率的な組織体制の構築	保育園の統廃合
			機構・組織の見直し
			職員定員の最適化
		(3) 民間活力の更なる活用	民間導入対象事務事業の洗い出し
指定管理者ガイドラインの見直し			

振興計画 (基本計画 5 施策)	行財政改革推進プラン2016		
	推進施策		取組項目
イ財政運営の改革	4 財政運営の改革	(1) 自主財源の確保	収納率の向上
			ふるさと納税の推進
			使用料、手数料の見直し
		(2) 地方公営企業等の経営健全化	水道事業の経営健全化
			下水道事業の経営健全化
		(3) 徹底した歳出の抑制	補助金交付の公平化・適正化
			人件費の抑制
			事務事業の選択と集中
		4 町有財産の適正管理	5 町有財産の適正管理
(2) 町有財産の有効活用	森林整備計画等に基づく管理		
	未利用財産の利活用		
5 広域行政の(定住自立圏構想等)推進	6 広域行政の推進	(1) 広域行政の推進	一部事務組合の効率的な運営
		(2) 定住自立圏の推進	八溝山周辺地域定住自立圏構想
			那須地域定住自立圏構想

財政数値・職員数の指標

指標名	単位	現状/H26	目標/H32
公債費残高	億円	109.3	136.1
経常収支比率	%	90.2	85.0
基金残高(財調・減債)	億円	12.6	8.1
職員数	人	288	276

※公債費残高及び基金残高については、実施が見込まれている大型公共事業による借入れ及び基金の取崩しを反映しています。

第2節 取組内容

本推進プランの実施計画における取組内容やスケジュール等を項目ごとに説明しています。

なお、実務上の取組内容等に関しては、取組項目に属する事務事業において、出来るだけ具体的な内容、目標、スケジュール等を設定したうえで、計画を推進していきます。

1 地域づくり活動の推進

推進施策	取組項目	内容	担当課	28	29	30	31	32
(1)地域づくり活動の推進	地域づくり活動の支援	地域づくり委員会、町民活動団体が行う地域づくり活動を推進し、個性と魅力あふれる協働の地域づくり・まちづくりを支援する。	企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(2)地域コミュニティの発展	コミュニティ活動の促進	自治会活動、公民館活動、青少年の健全育成に関する活動支援及び地域リーダーを育成し、活力ある地域づくりを推進する。	企画財政課 生涯学習課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	コミュニティ関連施設の整備	活動の拠点施設である自治公民館等の整備充実を図り、コミュニティ活動を支援する。	生涯学習課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	地域コミュニティの融和	地域住民の交流機会を充実し、活発なコミュニケーションづくりによる相互理解と協力関係の構築に努める。	生涯学習課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(3)「小さな拠点」の形成	「小さな拠点」の形成支援	中山間地域等において、将来にわたり持続的に暮らして行けるよう、「小さな拠点」の形成を図るための支援を行う。	企画財政課	検討	実施	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/H26	目標/H32	担当課
地域づくり事業支援団体数	団体	14	18	企画財政課
自治会加入率	%	65.8	70.0	企画財政課
「小さな拠点」設置数	地域	—	2	企画財政課

2 行政サービスの向上

推進施策	取組項目	内容	担当課	28	29	30	31	32
(1) 人材の育成・行政サービスの向上	人材育成基本方針に基づく職員の育成	人材育成基本方針を見直し、育成プログラムを実施することにより、町民の役に立つ「人材」を育成する。	総務課	検討	変更	実施	⇒	⇒
	人事評価制度に基づく人事管理	公平な評価の実施のため、評価者の研修等を実施するとともに、業績評価の導入に向けた検討を行い適切な人事管理を推進する。	総務課	検討	検討	実施	⇒	⇒
	職員提案制度の活用	職員一人ひとりが職種や係・役職の垣根を越えて積極的に意見を提案することにより、行政サービスの向上を図る。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	情報通信ツールの活用	電子自治体を推進することにより、行政サービスの向上及び事務作業の効率化を図る。	関係課	実施	検討	実施	⇒	⇒
(2) 広報・広聴活動の推進	情報提供機会の充実	町政に関する情報について、広報紙・ホームページ等を通じてタイムリーな情報提供に努める。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	広聴活動の推進	広報モニター制度やまちづくり懇談会、更にはパブリックコメント制度などを運用することにより、町民参加型のまちづくりを推進する。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(3) 情報の公開	情報公開条例の運用	那須町情報公開条例に基づき、町の保有する情報の公開を行い、行政への理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の実現を図る。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/H26	目標/H32	担当課
人材育成基本方針の見直し	-	-	見直し	総務課
各種証明書コンビニ交付件数	件	2, 128	2, 700	住民生活課
ホームページアクセス件数	件	707, 250 (H25~27 平均)	720, 000	総務課
まちづくり懇談会開催回数	回	4(H27)	4	総務課

3 行政運営の改革

推進施策	取組項目	内容	担当課	28	29	30	31	32
(1)行政評価の活用	事務事業評価の見直し	効率的で効果的な事業の推進のため、予算編成及び振興計画と連動した評価システムを構築する。	企画財政課	検討	実施	⇒	⇒	⇒
	振興計画の施策評価の実施	第7次那須町振興計画の進捗状況を確認することにより、計画の実行性及び社会状況に応じた計画の実施を推進する。	企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(2)効率的な組織体制の構築	保育園の統廃合	那須町第2期保育園運営適正化・整備計画に基づき、保育園の適正配置を進める。	こども未来課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	機構・組織の見直し	多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、効果的で効率的な組織体制を構築する。	総務課 企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	職員定員の最適化	行政課題に対して、効果的で効率的に対応できるよう職員定員の最適化を図る。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(3)民間活力の更なる活用	民間活力導入対象事務事業の洗い出し	各課担当の全ての事務事業及び施設等を対象に再確認を行い、民間活力導入可能なものについては適切な手法を導入する。	企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	指定管理者ガイドラインの見直し	新規導入に係る手続きを、より具体的に示すことにより、更なる民間活用を促進するとともに、導入済み事業の継続的な改善を実現する。	企画財政課	検討	策定	実施	⇒	⇒

指標名	単位	現状/H26	目標/H32	担当課
行政評価、振興計画、予算編成の連動	-	一部連動	連動推進	企画財政課
保育園の適正配置	園	8	5	こども未来課
民間活力導入の再検討	-	随時検討	新規導入	企画財政課

4 財政運営の改革

推進施策	取組項目	内容	担当課	28	29	30	31	32
(1) 自主財源の確保	収納率の向上	クレジットカード収納など新たな納付方法の導入や滞納整理の徹底等により収納率の向上を図る。	税務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	ふるさと納税の推進	町の魅力をPRするとともに、特定の事業に対する寄附を募集するなど、ふるさと納税収入額の増加を図る。	企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	使用料、手数料の見直し	受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理費及びサービスに見合った料金を設定する。	関係課	検討	実施	⇒	⇒	⇒
(2) 地方公営企業等の経営健全化	水道事業の経営健全化	中長期的な経営戦略の策定を検討するなど、経営健全化に向けた取り組みを推進する。	上下水道課	検討	策定	実施	⇒	⇒
	下水道事業の経営健全化	中長期的な経営戦略の策定を検討するなど、経営健全化に向けた取り組みを推進する。	上下水道課	検討	策定	実施	⇒	⇒
(3) 徹底した歳出の抑制	補助金交付の公平化・適正化	補助金の新規設置・改廃等、交付に関するガイドラインを策定し、公平で適正な補助金の交付に努める。	企画財政課	検討	策定	実施	⇒	⇒
	人件費の抑制	職員の能力向上や組織・配置を見直すとともに、時間外勤務の削減に向けた新たな取り組みを行い、人件費の抑制に努める。	全課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	事務事業の選択と集中	行政評価等に基づき優先順位の低い事務事業については廃止を含めて見直すなど、取り組み事務事業の選択と集中を推進する。	全課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/H26	目標/H32	担当課
町税収納率(現年分)	%	97.38	98.00	税務課
使用料・手数料の見直し	-	-	見直し	企画財政課
水道事業の経営戦略の策定	-	-	策定	上下水道課
下水道事業の経営戦略の策定	-	-	策定	上下水道課
経常収支比率	%	90.2	85.0	企画財政課

5 町有財産の適正管理

推進施策	取組項目	内容	担当課	28	29	30	31	32
(1)町有財産の適正管理	公共施設等総合管理計画の策定	公共施設及びインフラ資産について、総合的な見地から施設の長寿命化や廃止などの対策を検討し、計画的な管理を推進することにより将来の物件費等の歳出抑制を図る。	関係課	策定	実施	⇒	⇒	⇒
(2)町有財産の有効活用	森林整備計画等に基づく管理	町直営林の96%が基本財産形成期となっているため、計画的に主伐を行い継続的で安定的な財産収入として活用する。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	未利用財産の利活用	町有財産のうち、未利用となっている財産については、総合的な視点にたち、土地・建物の有効活用を図る。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/H26	目標/H32	担当課
公共施設等総合管理計画の策定	-	-	策定	総務課
学校跡地の活用	-	-	活用決定	総務課

6 広域行政の推進

推進施策	取組項目	内容	担当課	28	29	30	31	32
(1)広域行政の推進	一部事務組合の効率的な運営	効率的な行政運営や行政サービスの向上を図るため、広域行政の推進及び一部事務組合の効率的運営に取り組む。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(2)定住自立圏の推進	八溝山周辺地域定住自立圏構想	大田原市を中心市とする2市6町で構成。政策分野ごとに連携・協力することにより定住に結びつく圏域づくりを推進する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	那須地域定住自立圏構想	那須塩原市を中心市とする2市2町で構成。政策分野ごとに連携・協力することにより定住に結びつく圏域づくりを推進する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/H26	目標/H32	担当課
広域行政事務組合の共同処理事務数	件	12	13	企画財政課
定住自立圏構想における連携事業数	事業	-	54	企画財政課

【発行】 那須町 企画財政課

〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

TEL : 0287-72-6935

FAX : 0287-72-1133

H P : <http://www.town.nasu.lg.jp>

E-mail : kikaku@town.nasu.lg.jp